

新市場創造型標準化制度 標準化セミナー・企業相談会【福岡開催】のご案内 ～市場を創るために自ら規格を作りませんか～【速報版】

経済産業省が平成26年7月以降、中堅・中小企業等の活性化のため推進している新市場創造型標準化制度に
関しまして、当協会では、我が国の中堅・中小企業等の優れた技術や製品の標準化を進め、新市場を創出するため
標準化活用支援パートナーシップ制度を活用して、その普及啓発に努めてまいりました。

このたび、地域において知財と特許等の企業支援窓口として活動されている方、特許を取得しビジネスを展開して
いるものの顧客・取引先に自社の新技術の良さが理解されない、市場が広がらず事業拡大につながらない等とお困
りの企業の皆様に対して、新市場創造型標準化制度の戦略的活用・事例紹介を中心とした標準化の理解とその可
能性を掴んでいただくためのセミナー及び企業相談会を開催することといたしましたので、ご案内申し上げます。

ご参加希望の方は、別紙の申込書に必要事項を記入の上、下記事務局までお知らせ下さい。

日時	平成 30 年 6 月 7 日(木) 13:30～16:30 (受付開始時間 13:00)
会場	八重洲博多ビル 11 階 貸しホール A (〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2 丁目 18 番 30 号 八重洲博多ビル)
主催	経済産業省・一般財団法人 日本規格協会
対象者	① 標準化支援パートナー機関、金融機関、公設試、大学、地域産業振興機構等 ② 地域における中堅・中小企業の経営者・技術開発担当者等
プログラム	1) 13:30-13:40 挨拶 九州経済産業局、一般財団法人日本規格協会 2) 13:40-14:20 「標準化の戦略的活用の支援について」 経済産業省 基準認証広報室長 齋藤 充氏 3) 14:20-15:00 「標準化の戦略的活用の事例紹介 ～新市場テーマの採否の判断、苦勞、成果について～」 日本規格協会 執行役員 内田 富雄 <休憩 (15:00-15:10)> 4) 15:10-16:30 「標準化に取り組むパートナー機関及び企業の事例紹介」 ① 15:10-15:40 標準化支援パートナー機関/地域産業支援機関(予定) ② 15:40-16:00 株式会社池田泉州銀行 先進テクノ推進部長 吉田 敏氏 ③ 16:00-16:30 アイセル株式会社 事業開発部 統括部長 博士(工学)・弁理士 望月 昇氏 <質疑応答> (個別企業相談会は、この時間を含め当日一日中実施予定)
参加費	上記いずれも無料
申込方法	別紙参加申込書に必要事項を記入の上、下記メールアドレス又は FAX 番号までお送り下さい。
定員	セミナー 90 名(申込み順)まで。
申込締切	平成 30 年 6 月 4 日(月)まで。又は定員になり次第、締め切ります。

★会場略図等は、申込書の受理のお知らせとともにご案内いたします。

【お問合せ先】一般財団法人日本規格協会 新市場創造型標準化支援チーム 蛭間 功・岩田良夫

(TEL:03-4231-8540、FAX:03-4231-8662、メールアドレス:stad@jsa.or.jp)

参加申込書

申込方法：参加申込書に所定事項をご記入のうえ、E-mail又はFAXにてお申し込みください。

申込期限：平成30年6月4日（月）。又は定員になり次第、締め切ります。

お問い合わせ：一般財団法人 日本規格協会 担当：蛭間 功、岩田良夫
TEL:03-4231-8540

お申込み▶▶ E-mail:stad@jsa.or.jp FAX:03-4231-8662

企業・団体名	連絡先	TEL
パートナー機関名(*1)		E-mail

(*1) 関係するパートナー機関がある場合にはパートナー機関名をご記入願います。ない場合には、記入なしで結構です。

住所	〒		
ご参加者	(ふりがな) 氏名		所属・役職
ご参加者	(ふりがな) 氏名		所属・役職
ご参加者	(ふりがな) 氏名		所属・役職
ご参加者	(ふりがな) 氏名		所属・役職

個別相談会 希望する 希望しない
※時間は申込締切後、こちらからご連絡いたします(先着順)

※個別相談をお申込の方は相談内容の概要をご記入ください
(相談内容について説明できる資料等があればご持参ください)

相談内容等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 標準化の対象範囲 2. 類似の製品・技術の有無、他社製品・技術との違い・技術的優位性 3. 御社が抱えている課題等 4. 関連する規格の有無及び関連する特許取得状況 5. 関係業界団体の有無、関わり 6. その他(問題点等)
-------	--

【個人情報の取り扱いについて】

ご記入された個人情報については、保護法を遵守し、法令の定める場合を除き第三者への提供は行いません。